

ご入院の皆さまに

武蔵野赤十字病院

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて) 入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
※看護職員の 1 人当たりの受け持ち数は各病棟に掲示しております。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“D P C 対象病院”となっております。

4. 入院食事療養について

当院は入院時食事療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士による管理の下に、食事を適時・適温にて提供しております。

(食事の時間)

朝食	7 時 0 0 分	～	8 時 0 0 分
昼食	1 1 時 3 0 分	～	1 2 時 3 0 分
夕食	1 7 時 3 0 分	～	1 8 時 3 0 分

5. 施設基準等に係る届出について

別掲の“施設基準”をご参照ください。

6. 診療明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる“診療明細書”を無料で発行しております。

“診療明細書”は使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、病名が推測される場合があります。発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付け下さい。

7. 保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、診断書料、分娩料等につきましては、その利用に応じた実費のご負担をお願いしております。